

○旭川工業高等専門学校受託材料試験に関する規程

(昭和47. 11. 8 達第13号)

改正 昭和61. 5. 17 達第1号 平成元. 3. 31 達第5号

平成16. 4. 1 達第45号 平成22. 12. 14 達第8号

平成23. 3. 18 達第46号

旭川工業高等専門学校受託材料試験に関する規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託試験の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（平成16年規則第48号。以下「受託試験取扱規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(試験員)

第2条 本校に材料試験員（以下「試験員」という。）を置く。

2 試験員は、本校教員のうちから校長が委嘱する。

3 試験員は、校長の命を受けて試験を行う。

(受入れの決定)

第3条 校長は、受託試験取扱規則第3条の申込書を受理したときは、試験員に委嘱しようとする者の意見を聴取した上、受入れについて決定するものとする。

(受入決定の通知)

第4条 校長は、受託試験の受入れを決定したときは、委託者に別記様式第1号により、通知するものとする。

(試験結果の通知)

第5条 試験の結果は、校長が別記様式第2号により委託者に通知するものとする。

(試料の処置)

第6条 委託者が提出した試料は特別の場合のほか、これを返還しないものとする。

2 試験後の残りの試料を返還するときは、その費用は委託者の負担とする。

(不可抗力による試料の損害)

第7条 不可抗力によって生じた試料の損害に対して本校は、その責任を負わないものとする。

附 則

この規程は、昭和47年11月8日から施行する。

附 則（昭和61. 5. 17 達第1号）

この規程は、昭和61年5月17日から施行する。

附 則（平成元. 3. 31 達第5号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 4. 1 達第41号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 12. 14 達第8号）

この規程は、平成22年12月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23. 3. 18 達第46号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

受 託 試 験 決 定 通 知 書

（元号） 年 月 日

（委託者） 殿

旭川工業高等専門学校長

（元号） 年 月 日付で申込みのあった受託試験について、下記により受託します。

記

受託試験名	
試験の数量	
受託試験料	

別記様式第2号（第5条関係）

試 験 成 績 表

（元号） 年 月 日

（委託者） 殿

旭川工業高等専門学校長

（元号） 年 月 日付で受託した試験の結果は、下記のとおりです。

記

受託試験名	
試験の数量	
実施年月日	
試験員	
試験結果	